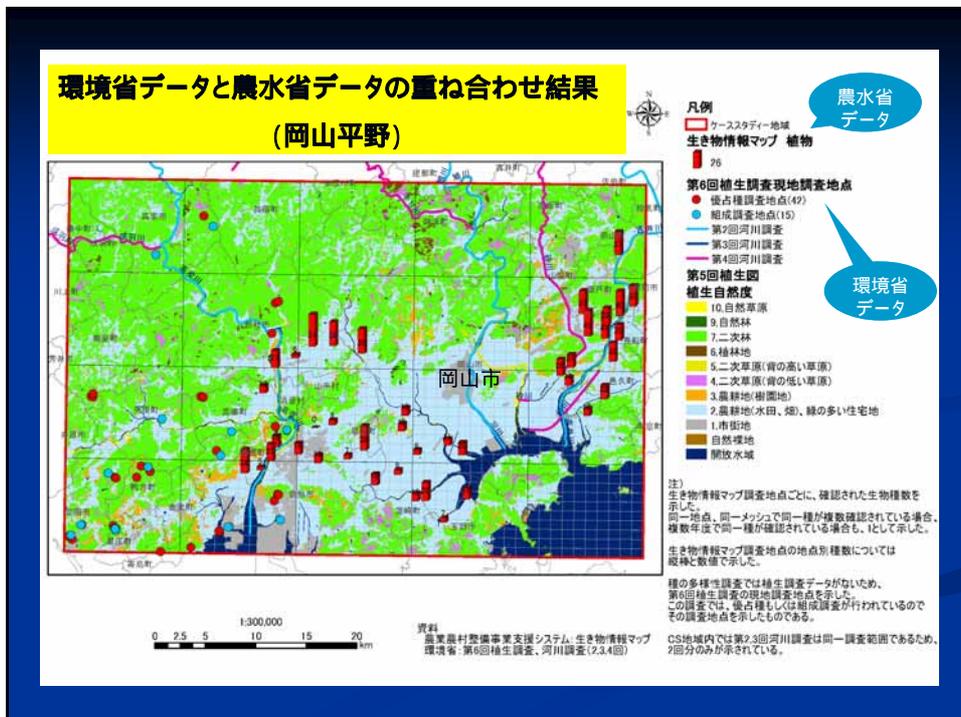
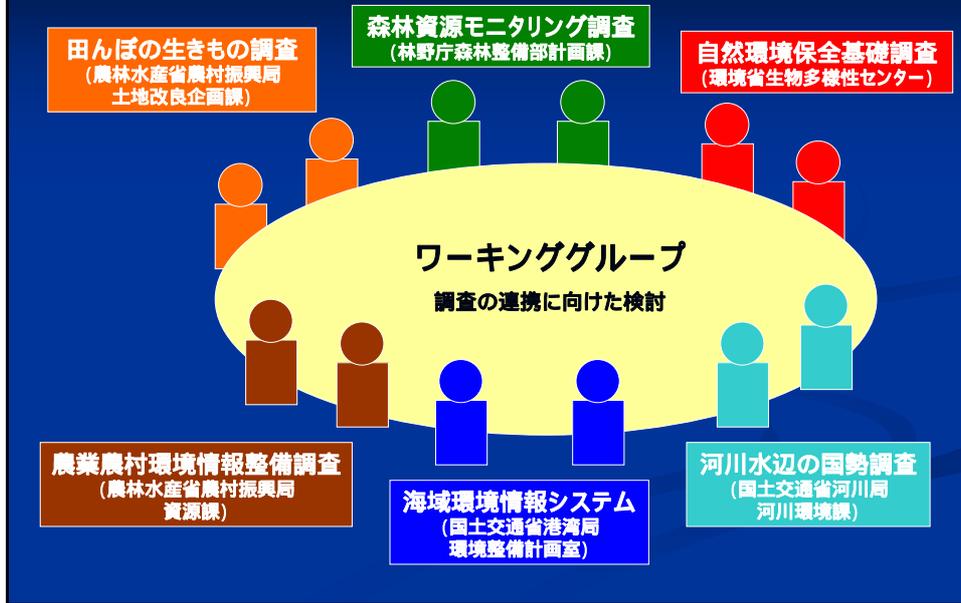




# 環境調査の連携について



# 国家戦略の普及啓発について

## 自然への関心度

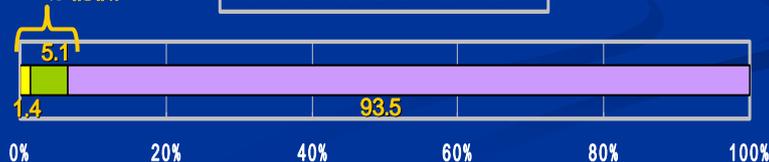
■非常に興味がある ■どちらかといえば興味がある ■あまり興味がない ■全然(全)興味がない ■わからない



## 生物多様性国家戦略の認識度

6.5%が認識

■知っている ■聞いたことがある ■知らない



## 第1の危機への対応

(人間活動による生態系の破壊等)

### 保護地域の拡大、自然再生の推進

- ・保護地域の設定推進  
国立公園特別保護地区、国指定鳥獣保護区、保安林や保護林の拡大
- ・知床の世界自然遺産登録に向けた推薦(平成16年1月)
- ・都市緑地保全法等の一部改正(平成16年6月)
- ・全国8箇所自然再生協議会を設立(平成16年9月現在)



### 今後の課題

保全・再生された地域間の  
ネットワークの形成



## 第2の危機への対応

(里地里山等における人為の働きかけの後退)

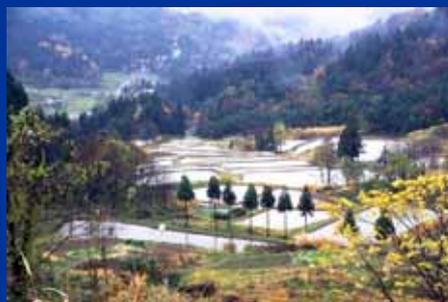
### 文化財としての保護、NPO等との連携への枠組み

- ・文化財保護法の一部改正(平成16年5月)  
棚田や里山などの「文化的景観」を文化財に位置付ける
- ・NPO等と土地所有者が連携して管理する制度の構築(森林等)



#### 今後の課題

各制度の更なる活用



## 第3の危機への対応

(移入種等による生態系の攪乱)

### 外来生物の規制制度の確立

- ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」制定  
(平成16年6月)  
生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、  
又は及ぼすおそれのある外来生物を  
「特定外来生物」に指定、飼養や輸入を原則禁止

野外における特定外来生物の防除の促進のための措置を定める



#### 今後の課題

外来生物法の施行準備  
基盤的施策の推進等



カミツキガメ

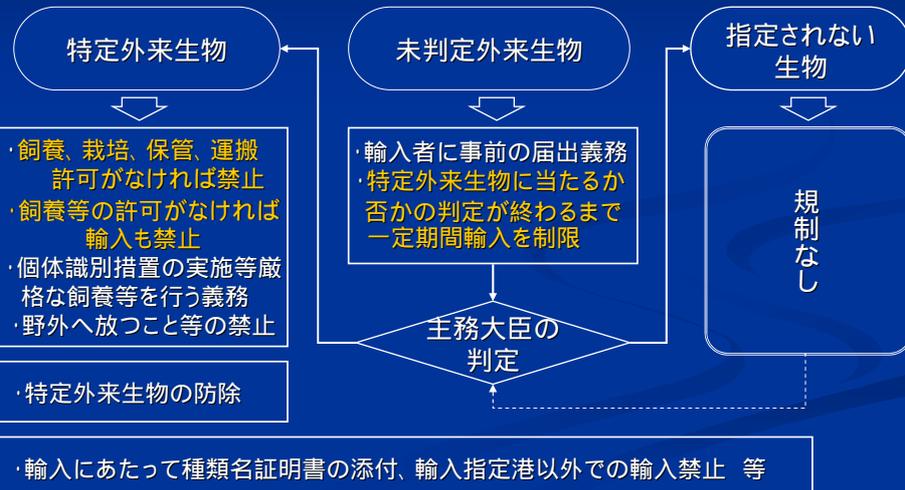


マングース

## 外来生物法の制定

・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」

特定外来生物被害防止基本方針(9月下旬閣議決定予定)



## 外来生物対策の課題

### (1) 外来生物法の施行準備

- ・特定外来生物等の選定、飼養等の許可基準の策定  
基本方針の決定後、専門家の意見を聴き、特定外来生物を選定する作業を実施。選定された種の飼養等の許可基準も策定。
- ・特定外来生物の飼養等の許可申請の処理体制等の整備  
許可申請を的確に処理する事務体制の整備。
- ・適切な輸入管理体制の整備(税関、植物防疫所等との連携)
- ・効果的、効率的な防除の推進  
希少種保護のためのマングース防除、広域的に分布する外来生物対策

### (2) 基盤的施策の推進

- ・知見の充実、技術手法開発、普及啓発の推進

### (3) その他の課題

- ・重要な生態系等を有する地域における外来種の特別な管理

## 主要テーマ別の取り扱い方針に関する点検結果

### 1. 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成

#### (1) 重要地域の保全

- ・保護地域の拡大  
国立公園の拡張、国指定鳥獣保護区の新規指定(3箇所)、保護林の新規設定(約11万ha)、保安林の計画的指定(約15万ha増)等
- ・都市緑地保全法を「都市緑地法」に改正(平成16年6月)

#### (2) 生態的ネットワークの形成

- ・農林水産省、国土交通省、環境省が連携して調査を開始(予定)

### 2. 里地里山の保全と持続可能な利用

- ・文化財保護法の一部改正(平成16年5月)  
文化的景観の導入

### 3. 湿原・干潟等湿地の保全

- ・保護地域等の指定の推進  
和白干潟、名蔵アンパルを国指定鳥獣保護区に指定
- ・第10回国際サンゴ礁シンポジウムを開催
- ・国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の事務局  
パラオと共同事務局(平成16年7月から2年間)

### 4. 自然の再生・修復

- ・自然再生推進法の本格運用が開始  
全国8箇所自然再生協議会が設立(H16.8現在)
- ・自然再生のための調査や事業を実施(122箇所)

## 5. 野生生物の保護管理

- (1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護、海棲動物の保護と管理
  - ・「国内希少野生動植物種」にアマミノクロウサギなど11種を追加指定(平成16年7月)
- (2) 野生鳥獣の個体群管理システムの確立
  - ・鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行(平成15年4月)
- (3) 移入種(外来種)問題への対応
  - ・「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」
  - ・緊急性の高い地域における外来生物の駆除

## 6. 自然環境データの整備

- (1) 生態学・分類学を中心とした基礎・応用的研究の推進
  - ・総合科学技術会議に生物・生態系研究開発調査検討WG設立
- (2) 自然環境保全基礎調査の質的転換
  - ・モニタリングサイト1000の開始
  - ・植生図の5万分の1から2万5千分の1への更新
- (3) 情報の共有と公開
  - ・各省庁連携のための体制の構築とデモ(岡山平野)の実施
  - ・生物多様性に関する情報交換の仕組み(CHM)を公開

## 7. 効果的な保全手法等

- (1) 効果的保全のための様々な手法の活用等
  - ・「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の施行(平成15年10月)
- (2) 国際的取組
  - ・第7回生物多様性条約締約国会議(平成16年2月)
    - 「2010年までに生物多様性の損失速度を減少させる(2010年目標)」ために、保護地域や技術移転等について、より具体的な方策が合意